

京都市告示第676号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年3月28日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大森経46号線	北区大森中山53番地の1地先から	旧	メートル 271.60	メートル 4.00 ~ 8.95
	同区大森稲荷78番地の1地先まで	新	271.60	8.23 ~ 19.60
小野郷1号線	北区大森中山53番地の1地先から	旧	271.60	4.00 ~ 8.95
	同区大森稲荷78番地の1地先まで	新	271.60	8.23 ~ 19.60

(建設局土木管理部道路明示課)